

事務連絡
令和元年10月18日

各都道府県 障害保健福祉 主管課 御中
精神保健医療福祉

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

自立支援医療費の支給認定の事務における自立支援医療支給情報の
情報連携の一時停止について

日頃より障害保健福祉行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
自立支援医療費の支給認定の事務における自立支援医療支給情報の情報連携については、現在本格運用が実施されているところですが、当該事務の実施に必要な情報を取得しようとする自治体が他の自治体に対して情報連携による照会を行った場合に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）上は情報連携が想定されていない自立支援医療支給情報が、照会を受けた自治体から提供可能となっている状態にあることが分かりました。

このため、自立支援医療支給情報の取得を可能としている「自立支援医療費の支給認定（管理番号84-114）」の事務について、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行わないようお願いいたします。データ標準レイアウトの修正とそれまでの間対応の詳細につきましては、追って御連絡させていただきます。

また、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市区町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課 企画法令係
TEL:03-5253-1111（内線：3055）
Mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp